七　ＦＴＴＨアクセスサービス　その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、ＩＰ－ＶＰＮサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

［八～十一　略］

十二　三・九－四世代移動通信アクセスサービス　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスであつて、三・九－四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三　第五世代移動通信アクセスサービス　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

［十四　略］

十五　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（衛星移動通信サービス、携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス及びＢＷＡアクセスサービスを除く。）をいう。

［十六・十七　略］

十八　アンライセンスＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)若しくは(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（ＦＷＡアクセスサービス及び公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを除く。）をいう。

［十九～二十一　略］

二十二　スマートフォン　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。第二十四号において同じ。）を有するもの（フィーチャーフォンに該当するものを除く。）をいう。

二十三　フィーチャーフォン　電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。

二十四　タブレット　データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、タッチスクリーンを有するもの（スマートフォン、フィーチャーフォン及びモバイルルータに該当するものを除く。）をいう。

二十五　モバイルルータ　データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、主として他の端末設備のデータ通信を媒介するために用いられるものをいう。

七　ＦＴＴＨアクセスサービス　そのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、ＩＰ－ＶＰＮサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

［八～十一　同上］

十二　三・九－四世代移動通信アクセスサービス　前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九－四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三　第五世代移動通信アクセスサービス　第十一号に掲げる電気通信役務であつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

［十四　同上］

十五　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（第五号及び第十一号から前号までに掲げるものを除く。）をいう。

［十六・十七　同上］

十八　アンライセンスＬＰＷＡサービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(13)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十五号に掲げるものを除く。）をいう。

［十九～二十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］